

平成22年6月9日現在

研究種目：若手研究 (B)
 研究期間：2007～2009
 課題番号：19730030
 研究課題名 (和文) 放送・通信「融合」期における日仏比較公法学研究
 研究課題名 (英文) Comparative Study of Japanese and French Public Law concerning
 the “Convergence” of Telecommunications and Broadcasting
 研究代表者
 井上 禎男 (INOUE YOSHIO)
 福岡大学・法学部・准教授
 研究者番号：50346748

研究成果の概要 (和文)：放送と通信との「融合」「連携」が語られて久しい。放送・通信分野における新たな法制度への移行に向けた本格的な議論が積み重ねられた時期に、本研究の期間 (2007～2009年) は合致することになった。2010年3月に示された放送法等の法改正措置へと帰結する、わが国における放送と通信との「融合」「連携」をめぐる法的課題の検証が、本研究の主たる課題であり成果でもある。ここでは「地域性」「文化性」への視点が重視される。のみならず、フランスの法制度設計との比較対照を念頭に置き、日仏両国間での異同ならびにフランス法からの示唆を解明することにも努めた。国内外の文献渉猟を軸に、さらに国内外関係諸機関における実地調査研究の方法で遂行した本研究の成果は、期間中に公表できたものとして計5件の論文として結実させた。

研究成果の概要 (英文)： In this research, I analyze the “convergence” of telecommunications and broadcasting in Japan (2007-2009), especially the current issue of a change in the laws (2010) including the Broadcasting Law (1950), the Radio Law (1950), as well as the Telecommunications Business Law (1984). I also analyze the current legislative system and the state of “convergence” in France. This analysis is based on legal references and also research at the CSA (le Conseil supérieur de l'audiovisuel) ; NAB (National Association of Commercial Broadcasters in Japan) etc. In addition, I examine the importance of the responsibility of the broadcasting organization towards content development as well as the relationship between this responsibility and “localism”, “cultural identity”, and “cultural diversity”. I have previously researched related topics in the five academic papers.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	700,000	0	700,000
2008年度	600,000	180,000	780,000
2009年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
総計	1,800,000	330,000	2,130,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・公法学

キーワード：放送、放送の自由、通信、通信の秘密、情報、情報通信

1. 研究開始当初の背景

2006年の「通信・放送の在り方に関する政府与党合意(平成18年6月20日)」では、「通信と放送に関する総合的な法体系について、基幹放送の概念の維持を前提に早急に検討に着手し、2010年までに結論を得る」ことが明示されていた。

この要請を受けて、総務省で継続的に開催された「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会」は、2007年6月19日に、「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会中間取りまとめ」を公表し、既存の放送・通信関連立法を一本化する「情報通信法(仮称)」構想を打ち出した。同構想では、「縦割り」とされる現行の放送法制・通信法制を崩して一本化し、その中で「コンテンツ」「プラットフォーム」「伝送インフラ(伝送サービス、伝送設備)」という3つの横並びの「レイヤー」を設定し、「レイヤーを超えた統合・連携は原則自由」とする方向性がみられた。

こうした「情報通信法(仮称)」による放送・通信領域の諸法一本化構想は、その後2009年8月26日の情報通信審議会「通信・放送の総合的な法体系の在り方<平成20年諮問第14号>答申」(なお、これに先立って6月19日には「答申(案)」が出されていた)によって、実質的な方向転換をみた。すなわち、この段階で諸法一本化は廃され、「伝送サービス」領域で既存の「電気通信事業法」を核とした「規律の大括り化」が明言されることになり(「有線放送電話法」を統合)、また「伝送設備」領域で既存の「電波法」「有線電気通信法」の見直しの一環として「一の無線局を通信・放送目的に利用可能とする制度を整備すること」が明記された。

その後、同「答申」に基づき総務省において法整備が進められ、4法体系(①有線テレビジョン放送法、有線ラジオ放送法、電気通信役務利用放送法の3法を廃止し、「放送法」に統合、②有線放送電話法を廃止し、「電気通信事業法」に統合、③一部改正のうえで、無線規律としての「電波法」を維持、④一部改正のうえで、有線規律としての「有線電気通信法」を維持)へと既存諸法を括り直す新法(案)が、2010年3月に公表されるに至った。

こうした研究期間中の動向と本研究は軌を一にするものであり、とりわけ「情報通信法(仮称)」以降、前記「答申」に至るまでのわが国における法制度の動向にかかる分析検討を行うものである。

さらに本研究は、その実施期間前である2004年4月から2006年3月までの文部科学省科学研究費補助金、若手研究(B)、新領域法学、課題番号16730064、井上禎男「放送・通信融合期における『放送』をめぐる情報法理論の深化とその発展可能性の解明」からの発展・継続でもある。

2. 研究の目的

放送と通信との「融合」「連携」が語られて久しいが、わけても本研究の期間(2007~2009年)は、放送・通信分野における新たな法制度への移行に向けた本格的な議論が積み重ねられた時期と合致することになった。前記した2010年3月に示された放送法等の改正措置へと帰結することになる、わが国における放送と通信との「融合」「連携」をめぐる現状ならびに法的課題の検証が、本研究の主たる目的である。他方、本研究では、フランスにおける制度設計との比較対照をも念頭に置きながら、日仏両国間における法制度設計の異同ならびにフランスからの示唆を解明することにも努めた。

放送と通信との二元的な法規律のあり方が本格的に問われはじめた研究開始当初から、研究代表者の問題意識は一貫している。それは、わが国が政策次元での「融合」「連携」問題から脱し、立法論としての放送と通信とをめぐる法制度設計とりわけ行政介入手法を模索する際には、規制緩和を前提としながらも競争原理の適正な“監守者”としての行政の役割を再考すべきである、というものである。

そして比較法の観点から、問題の検討に際しては、“post-telecommunication”期の「電子通信」概念に依拠した、現在のフランスの取組み・制度設計からの示唆を得ること、もって、ドイツ、アメリカ中心の、わが国における従来からの「放送の自由」論に一石を投じてみたい、という着想である。

つまり本研究は、独立行政委員会制度を軸

とした「放送の自由」の具体的展開から、あるべき、もしくは新たな法制度設計や行政介入手法の不可欠性を帰結するものでもある。

わが国における現状と本研究の到達点は別項に記すが、ここで本研究の目的自体を巨視的にとらえると、前記日仏比較公法学研究の観点もふまえ、当該最先端領域におけるわが国公法学理論の深化と発展に寄与することにあると言える。

なお、研究代表者は、別途取り組んだ共同研究である、財団法人放送文化基金・平成18年度助成援助金「人文社会・文化」部門、放送法制研究会（研究代表者は稲葉一将名古屋大学准教授。メンバーは、稲葉一将、井上禎男、西土彰一郎、中村英樹、林秀弥の5名）による「放送法における自由と制度——文化形成のための法プロジェクト」において得られた、放送の「地域性」をめぐる問題意識（なお、当該研究の成果は、稲葉一将＝井上禎男＝中村英樹＝西土彰一郎、「地域」を起点とする放送制度の可能性、放送文化2009年冬号(21), 102-107, 2009/1として公表済み）についても、本研究で継続的に探究することになった。

ここでは、当該分野とくに放送メディアにおける「地域」の概念が所与のものではなく、放送事業者の職員と視聴者一般（あるいは住民）が共同で構築すべきものであるという認識を得ていた。もっとも、「地域」の概念自体必ずしも一義的なものではなく、それは地理的、物理的条件、さらには社会的、経済的、文化的条件の交錯のうちに認識されるものと考えられる。住民がいかなる「地域」の情報を欲するか、さらには、地域放送を支えるべきは誰なのかといった問題が重視されるべき点についても、ここで了解される。

こうした既存の放送メディアの「地域性」「文化性」への視点は、本研究全般を通じても重視されることになった。

本研究においては、研究期間中の放送・通信制度改革をめぐる動向のなかで、かかる視点ないし問題意識がいかに意識されているのかに着目し、これを適宜、公表業績・成果に反映させている。また、本研究における比較対象としてのフランス法研究にあっては、所期していた前記独立行政委員会による制度設計の検証に加え、フランスにおける「視聴覚通信」（わが国の既存の放送に相当する概念であるが、有線・無線の別を問わないためにその射程は広い。なお、今後のわが国における新たな「放送」概念に通ずるものと解する）にかかる「地域性」ないし地方における放送事情にも目を向けながら、これを紹介

することになった（あわせて、視覚・聴覚障害を有する者への取り組み等についても言及している）。

こうした、状況に応じて明確化されるに至った視点をふまえ、本研究の遂行にあたっては、所期の目的の深化が図られることになった。

3. 研究の方法

国内外の文献の渉猟を軸としながら他方で、文献研究のみでは得られない実態や運用把握につき、国内外の関係諸機関における実地の調査研究（アポイント、質問事項の送付後に、対象機関への訪問と聞き取り）の方法で研究を遂行した。

より具体的には、国内外の文献の渉猟と並行して、2007年度に、フランスの視聴覚通信に関する独立規制監督機関であるCSA (le Conseil supérieur de l'audiovisuel) での国外研究調査を遂行した（2007年6月）。さらに国内研究調査としては、問題に対する民間放送事業者の全般的対応、また通信メディアの現状を知るために、日本民間放送連盟、内閣府、国立国会図書館に出向いた（いずれも2008年2月）。2008年度には、「放送法制研究会」（2008年10月。於：成城大学）で研究報告を行い（なお、同報告の成果は未公表である）、情報通信学会第25回国際コミュニケーションフォーラム（2008年10～11月。於：秋葉原コンベンションホール）にも出席し、有識者との議論・交流をも通じて、自身の知見を深めた。さらには再度、日本民間放送連盟に（2008年10月）、また関西大学社会学部にも（2009年3月）出向いて、国内研究調査を遂行した。2009年度には、とりわけ地方放送局の実情ないし地域における放送メディアの現況、また、地方における通信によるコミュニケーションの実情・実践に関する知見を深めるために、鳥取大学地域学部、山口大学経済学部および本部（いずれも2010年1月）ならびに、岩手大学教育学部、岩手朝日テレビ（いずれも2010年1～2月）において国内研究調査に従事した。

なお、研究代表者の研究機関は、2007年度は名古屋市立大学（前任校）であり、2008年度以降は福岡大学（現任校）である。

しかしながら、研究機関の異動にともなう事情、わけでも2008年度以降の現任校における本務多忙、従来のような研究時間確保の困難さ等諸般の事情によって、本研究への従事にかかるエフォート減少を余儀なくされたことを付言しておく。具体的には、前任校での研究開始段階から2008年度もしくは

2009年度に想定していた当初計画すなわち、フランスの電子通信に関する独立規制監督機関 ARCEP (l'Autorité de Régulation des Communications et Électroniques et des Postes) の実態・制度運用にかかる国外調査研究を果たすことができなかつた。この点で、本研究の内容面での一層の深化を図れなかつたことは、率直に認めざるを得ない。

4. 研究成果

研究成果として期間中に公表できたものに(研究期間内に元原稿提出済みではあるが公表が間に合わなかつたもの、また未執筆の論稿については2010年度以降、適宜公表を図る)、フランスの「視聴覚通信」をめぐる制度研究ないし日仏比較法研究にかかる単著論文1点(井上禎男『視聴覚通信』領域における独立規制監督機関の役割—フランス CSA の権限行使を中心に—:《*le Conseil Supérieur de l'Audiovisuel — l'autorité administrative indépendante sur la communication audiovisuelle en France*》(2007-Sep.))、わが国における「融合」「連携」にかかる共著論文2点(西澤雅道=井上禎男「放送・通信の『融合』をめぐる問題状況—事業者の多様性と法的規制の存置可能性—」:《*A Study on Convergence of Institutional and Theoretical Development in Telecommunications and Broadcasting*》(2007-Sep.) および、西澤雅道=井上禎男「放送・通信『融合』期における法制度設計と公法学」:《*A Study on Convergence of Institutional and Theoretical Development in Telecommunications and Broadcasting (2)*》(2007-Dec.))、「融合」「連携」下での放送の「地域性」「文化性」への視点を重視した単著論文1点(井上禎男「地上波地方民放局の位相と目眩」:《*The Phase and Imminence of the Local Broadcasting Service*》(2009-Mar.))、メディアの果たすべき役割の核心たる「報道」さらには「放送の自由」をめぐる問題状況にかかる単著論文1点(井上禎男「通信技術の発展と報道」:《*Journalism in the Near Future*》(2010-Mar.))の、計5点がある。

しかし、本研究期間(2007~2009年)の満了後もなお、最新の動向から得られた知見の再整理・再統合の必要に迫られることになった。具体的には、前記した2010年3月公表の当該領域における新法(案)、すなわち、直近でのわが国における新たな「放送」概念と「通信」の位置づけをめぐる制度設計の展

開、また、とくにこの点からする日仏比較法研究の実践である。

もっとも、前記「答申」ないし新法(案)段階に至っても、独立行政委員会制度を軸とした当該分野における行政法上の措置を中心とするわが国での本格的な議論は、依然として展開をみてはいない。また、「空間」ではなく「地域」に根ざした既存放送メディアの有する「地域性」「文化性」への視点が、今後さらなる「通信」との「融合」「連携」あるいは新たな「放送」概念のもとでいかに醸成されるべきかといった問題意識の深化も、本研究期間終了時点では見受けられない。

したがって、2007年度から2009年度までの3年間の期間で従事した本研究の(ひとまずの)到達点である下記掲載5点の成果物は、所期の目的に照らして十分、かつ、今後に向けてもなお、相応の価値が認められるものと確信する。

なお、今後は上記分析・認識をさらに発展・継続させるべく、新たな研究の基盤を得る必要を感じている。しかし、それでもまずは本研究で得られた知見を整理・統合する作業に徹し、まとまった成果としての足掛かりを得るべきであると考えている。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計5件)

1. 井上禎男, 通信技術の発展と報道, 福岡大学法学論叢 54(4), 215-268, 2010/3, 査読なし
2. 井上禎男, 地上波地方民放局の位相と目眩, 福岡大学法学論叢 53(4), 493-517, 2009/3, 査読なし
3. 西澤雅道=井上禎男, 放送・通信「融合」期における法制度設計と公法学, 人間文化研究(8), 29-50, 2007/12, 査読なし
4. 井上禎男, 「視聴覚通信」領域における独立規制監督機関の役割—フランス CSA の権限行使を中心に—, 季刊・行政管理研究(119), 23-43, 2007/9, 査読なし
5. 西澤雅道=井上禎男, 放送・通信の「融合」をめぐる問題状況—事業者の多様性と法的規制の存置可能性—, 情報通信学会誌 25(2), 53-66, 2007/9, 査読あり

[学会発表] (計0件)

[図書] (計0件)

[産業財産権]

○出願状況（計0件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

○取得状況（計0件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

井上禎男（INOUE YOSHIO）
福岡大学・法学部・准教授
研究者番号：50346748

(2) 研究分担者

（ ）

研究者番号：

(3) 連携研究者

（ ）

研究者番号：